

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

近藤ゆり子

k-yuriko@octn.jp

TEL/FAX 0584-78-4119

7月1日付けの「淀川水系流域委員会委員長声明」を支持します。

国交省は、報告すべきことも報告せずに（*）徒に淀川水系流域委員会の議論を混迷へと導いた上に、今回このような形で「方針」を出すなど言語道断な振る舞いです。

ダム・河川で様々な辛酸を味わった人々が切り開いた地平の上に、1997年の河川法改正がありました。その改正趣旨を最もよく反映したものが淀川水系流域委員会のはずでした。

その委員の方々のご努力とこの委員会を注視してきた多くの市民に対して、かくも一方的な態度がとれるものなのか？

また市民と国交省の不毛な対立のへと逆戻りさせるのか（それは河川を殺していくことです）？

ダム・河川に関わる一市民として、豊かな河川を次代に残して行こうとする決意を新たにしているところです。

以上

* 国土審議会国土審議会水資源開発分科会淀川部会が、淀川フルプラン全部変更の作業に着手しつつ止まっている（止めている）ことを説明しようとしなかった。私は、止めていることにも積極的な意義があると考えていましたが、「水需要の精査・確認」などと言いだしたから先も、止まっている（止めている）ことを説明すらしなかったことは、国交省として大きな過誤だと考えています（河川局と水資源部は違う、という言い訳は通らない）。

05.06.30 にこのことについて、他のMLに出したものの転載。

徳山ダム建設中止を求める会・事務局

<http://tokuyama-dam.cside.com/>

近藤ゆり子

k-yuriko@octn.jp

2ダム中止は「当然」なのですが・・・「脱ダムの流れが加速する」(新聞記事)と喜ぶ気にはなれません。

本来、淀川水系流域委員会*の「中間とりまとめ」(2002.2)を受けて、そして遅くとも「提言」(2003.1)を受けて、5ダム(天ヶ瀬は「ダム」といえるかどうか?)とも「中止」にするのがスジってものです!

*長良川河口堰の運動(1960年代から岐阜では市民運動が続いていた。1970年代の「長良川河口せきに反対する市民の会」-天野さんたちのとは違う-の通信誌「川吠え」を発掘することから、1995年~の私たちの運動の資料探しは始まりました)に対する、「本格運用開始」という河川局の強行(凶行?)は、同時に一連のダム審・河川法改正を伴うものでした。

河川法改正(1997年)の評価には、様々な要素を勘案する必要がありますが、その「善い面」が淀川水系流域委員会として現れた「はず」です。河川局(河川管理者)は、淀川水系流域委員会の「中間とりまとめ」「提言」の趣旨に沿って判断すべきものはずで、それを何年も引っ張ったあげく「2ダム中止/丹生ダム・川上ダムは継続」などと、「よく言うよ」

私は「法が無視されて議論が進む」ことに苛立ちを禁じ得ません。

「憲法もへったくれもあつたものではない、何でもあり」の現状の投影だ、という気がします。

(以下、「近畿地整に伝えて下さい」として6月30日に送った意見(No589)省略)